

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（案）新旧対照表

○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定薬物） 第一条（略） 一〇〇百五（略） 百六 二―「二・五―ジメトキシ―四―（トリフルオロメチル）フェニル」エタンアミン及びその塩類 百七〇百五十四（略） 百五十五 二―（四―フルオロフェニル）―二―（ピペリジン―二―イル）酢酸メチルエステル及びその塩類 百五十六〇百六十五（略）</p>	<p>（指定薬物） 第一条（略） 一〇〇百五（略） （新設） 百六〇百五十三（略） （新設） 百五十四〇百六十三（略）</p>